

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和7年8月26日（火）午前10時～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田委員、加藤委員、田中委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員、山田委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（運営小委員会報告）
（2）特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
（3）特定最低賃金の改正決定について（諮問）
（4）その他
- 6 議事録

賃金室長

それでは大分地方最低賃金審議会を開始いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

本日は、原口委員、宮脇委員から欠席との連絡をいただいております。

本審議会には13名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

議題 1 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(運営小委員会報告)」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金については、労働者側からの改正申出を受け、8月1日の審議会において、労働局長から、その改正決定の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

この諮問を受けまして、8月20日の運営小委員会において、参考人意見聴取を実施し、必要性の有無の審議を行っていただきました。

運営小委員会での結論は、報告書としてまとめ、本日の審議会に報告することとなっており、お手元に資料としてお配りしております。

会 長

それでは運営小委員会の松隈委員長に運営小委員会の経過と結果について説明をお願いします。

松隈委員長

事務局からの説明のとおり、8月20日に運営小委員会を開催し、申し出のあった6業種について必要性の有無の審議を行いました。審議にあたり、各種商品小売業の企業から意見聴取を行い、各種商品小売業の経営状況等についてお伺いし、審議の参考としたところです。審議の結果、報告書記載のとおり、「各種商品小売業を除く5業種について、必要性有り」との結果となったところです。

会 長

ありがとうございました。事務局から運営小委員会報告の読み上げをお願いします。

賃金指導官

資料No.2を御覧ください。読み上げます。

【運営小委員会報告を読み上げ】

会 長

運営小委員会の報告のとおり、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く５業種について必要性有りとして取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、本年度の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」については、各種商品小売業を除く５業種について必要性有りとの結論を審議会として確認します。

次に議題２「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）」に入ります。

答申文の検討を行います。事務局は、答申文の（案）を作成し、配付後、その読み上げをお願いします。

賃金室長

それではただ今から答申文案を作成致しますので少々お待ちください。

【答申案を作成、配布】

賃金指導官

それでは、読み上げさせていただきます。

【答申文（案）を読み上げ】

会 長

この答申文（案）に対して、ご意見、質問等はありませんか。

それでは、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申は、この（案）のとおりとしてよろしいですか。

【意見等なし】

会 長

それでは、これを答申とします。冒頭の（案）は削除をお願いします。

ここで、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する答申を行いたいと思います。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致しますので少々お待ちください。

【答申文正本作成】

賃金室長

それでは、井田会長、秋山局長、中央にお進み願います。

【会長から労働局長に答申文を手交】

会 長

以上で、本議題についての審議を終了します。

次に、議題3「特定最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

本議題について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

ただ今、本年度の特定最低賃金の改正決定の必要性について、各種商品小売業を除く5業種について必要有りと答申をいただきましたので、この答申を受けまして、労働局長から審議会に改正についての諮問をさせていただきたいと思います。

それではただ今から諮問文を作成致しますので少々お待ちください。

【諮問文作成】

賃金室長

井田会長、秋山労働局長、中央にお進みください。

【局長から会長に諮問文を手交】

会 長

それでは、事務局に諮問文の配付と読み上げをお願いします。

賃金指導官

お配りした諮問文を御覧ください。読み上げさせていただきます。

【諮問文を読み上げ】

会 長

ただ今労働局長から、特定最低賃金の改正決定に関する諮問を受けたところですが、これに関する今後の予定等について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

この審議会終了後、5業種の特定最低賃金の改正決定のための意見を求める公示と労使の専門部会委員候補者の推薦に関する公示を大分労働局の掲示板で公示します。

なお、専門部会委員候補者の推薦締切日は、9月10日(水)といたしますので、期日までに専門部会委員の推薦をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、特定最低賃金専門部会の第1回目については、事務的な諸手続き等であり、合同会議での開催が効率的な運営ができることから、平成7年度から合同会議の形式で開催をしております。

本年度も同様の形式で9月18日に開催させていただければと考えております。

9/18の合同会議後、9/19～10/21までの間に特定最賃ごとに専門部会を開催していただくことになりますが、合同会議で各専門部会開催日程調整をさせていただきたいと思っております。このため、合同会議までの間に専門部会委員に就任いただきます委員の皆様にメールまたは文書によって日程の確認をさせていただきます。

各専門部会における審議が終了後の10月22日(水)の午後1時30分から本審を開催し、専門部会報告又は採決をしていただき、改正答申をいただきたいと思います。

このスケジュールで進みますと、各特定最賃とも12月25日に統一して発効ができることとなりますので、よろしくお願いいたします。

その後、異議申出の期間終了後の11月7日(金)に異議審議のための本審を開催することになります。特定最低賃金の改正決定については、例年異議がないため開催されていないところではありますが、念

のため日程の確保をよろしくお願いいたします。異議の提出がありましたら、皆様にご連絡の上、開催通知を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局の説明について、質問等ありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、本年度の特定最低賃金専門部会の第1回目の合同会議の開催について事務局から説明をお願いします。

賃金室長

合同会議は、9月18日(木)午後2時00分から、当館2階のソフィアホールBにて開催させていただきます。この会議室ではなく2階のホールBですので、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局から合同会議は9月18日(木)午後2時00分から開催するとの説明がありましたが、よろしいですか。

【異議なし】

会 長

それでは、次に議題3「その他」に入ります。
事務局から何か連絡事項がありましたらお願いします。

賃金室長

特にございません。

会 長

それでは、以上で、本日の審議会を終了します。
本日の議事録確認委員は、藤本委員、藤野委員にお願いします。
皆様大変お疲れ様でした。